(3)　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用農業協同組合連合会（再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。第十七条第一項第一号リ及び第四号において同じ。）の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

ホ　当該組合に対する貯金又は定期積金（以下「貯金等」という。）の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（イからニまでのいずれかに該当するものを除く。）

二　法第十条第六項第四号　農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付け

三　法第十条第七項第五号及び第六号　次に掲げる施設（農業協同組合にあっては、イ及びロに掲げるものに限る。）

イ　地方公共団体（当該組合の地区の全部又は一部がその区域内にあるものに限る。）の発行する地方債の募集又は管理の受託

ロ　法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人の発行する債券の募集又は管理の受託

ハ　当該農業協同組合連合会の法第十条第一項第二号に規定する施設を利用できる者の発行する債券の募集又は管理の受託及び担保付社債に関する信託事業

四　法第十条第二十三項各号　当該農業協同組合連合会の会員である農業協同組合の組合員と同一の世帯に属する者に対する当該各号に掲げる施設

第六条の三の次に次の一条を加える。

（リース契約の要件）

第六条の四　法第十条第二十三項第一号イの主務省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであって、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2　法第十条第二十三項第一号ロの主務省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第十条の四第一号中「貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）」を削る。

第十六条第四項に次の一号を加える。

六　貸借対照表のリース投資資産勘定（農業協同組合にあっては、信用事業資産に区分されるものに限る。）に計上されるもの（法第十条第二十三項第一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）

第三十五条第二項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十二号中「物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）」を「物件」に改め、「次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて、」を削り、「当該業務」を「法第十条第二十三項第一号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵　農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（リース契約の要件）

第二条　法第八十七条第三項第一号イ及び第九十七条第二項第一号イの主務省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（法第八十七条第三項第一号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであって、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2　法第八十七条第三項第一号ロ及び第九十七条第二項第一号ロの主務省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

（員外利用の範囲）

第三条　法第十一条第八項、第八十七条第九項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

一　法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号　当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業

二　法第十一条第三項第三号、第八十七条第四項第三号、第九十三条第二項第三号又は第九十七条第三項第三号　次に掲げる事業

イ　法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号又は第九十七条第三項第七号に掲げる事業に付随して行う債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。）

ロ　国税若しくは地方税の徴収猶予若しくは延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証

ハ　外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け

ニ　連合会又は次に掲げる組合にあっては、地方公共団体に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証又は株式会社日本政策金融公庫に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。）

(1)　法第九十一条の二第一項（法第百条第五項において準用する場合を含む。第十五条第一項第一号ヌ及び第四号において同じ。）の規定により連合会の権利義務を承継した組合（法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会の会員である場合を除く。第十五条第一項第一号ヌ及び第四号において同じ。）

(2)　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用連合会（再編強化法第二条第一項第四号に規定する信用漁業協同組合連合会及び同項第六号に規定する信用水産加工業協同組合連合会をいう。第十五条第一項第一号ヌ及び第四号において同じ。）の地区の全部又は一部を地区とする組合

ホ　当該組合又は当該連合会に対する貯金又は定期積金（以下「貯金等」という。）の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（イからニまでのいずれかに該当するものを除く。）

三　法第十一条第三項第四号、第八十七条第四項第四号、第九十三条第二項第四号又は第九十七条第三項第四号　農林中央金庫その他農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者に対する有価証券の貸付け

第七条の五第一号中「（貯金又は定期積金をいう。以下同じ。）」を削る。

第十四条第四項に次の一号を加える。

六　貸借対照表のリース投資資産勘定（組合にあっては、信用事業資産に区分されるものに限る。）に計上されるもの（法第八十七条第三項第一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）

第十五条第一項第一号ヌ及び同項第四号中「再編強化法第十五条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けた連合会」を「同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用連合会」に改める。